

Title	明治初期「学制」下における学費調達の一形態：筑摩県諏訪郡湖南村真志野学校の場合
Sub Title	By what means the rural families provided the expenses of schooling for children in early Meiji-Period
Author	長谷川, 恒雄(Hasegawa, Tsuneo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.371- 389
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0375

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初期「学制」下における

学費調達の一形態

—筑摩県諏訪郡湖南村真志野学校の場合—

長谷川恒雄

明治五年に「学制」が設けられ、それによりわが国における学校、とくに小学校の急速な普及をみたことは周知のことである。

この制度下において、小学校設立および維持のための経費（以後学費とよぶ）の大部分は、民間に委ねられていた。⁽¹⁾そしてその学費の負担の重さは、いわゆる学校騒動を発生させる地方すらあつたほどであった。「学制」下における学費の民間からの調達は、そのような問題を持ちながら、個々の小学校において、どのような形で、どのような単位にわりあてられていったかといった具体的な点までは充分に明らかにされていないようだ。

本稿では、明治初期における小学校学費が立案され、それが実行されるまでの形とその変化、賦課基準などを筑摩県諏訪郡湖南村真志野学校の場合についてみてゆく。

註

(1) 「学制」八九章・九三章

明治初期「学制」下における学費調達の一形態

(三七一) 三七一

「学制」下の学校は、七年に官、公、私立に区分されるようになり、小学校の多くは公立となつた。この公立小学校の学費は、生徒授業料、民費⁽¹⁾と、国の補助金としての小学委託金よりなつていて、そして学費中にしめる民費の割合は、全国平均では六年で約六八%、七年から十二年までは八〇%に近いほどの比重をしめている。この民費の内訳をみると、集金、寄附、積金利子の順⁽²⁾となる。

ところでここで問題とする諏訪郡のある筑摩県（九年に長野県に編入）の場合、学費中の民費率は全国平均より約一〇%高く、また民費の内訳でみても、利子積金が民費中の八〇%をしめており、以下集金、寄附の順となる。⁽³⁾（この傾向は九年の長野県の場合も同じ）

ここに、筑摩県、あるいは九年の長野県の学費調達の特徴は、積金利子に依存する部分の大きいことであることが判明した。そしてつぎに問題となるのは、第一にどのようにして積金（利子の原資）がつくりだされていったかであり、第二には、それが誰に貸付られ、どのように運用され、利子を生むに至つたかといった点であろう。

註

- (1) 町村及区限りの入費であり、徳川時代の村入用の延長としての色彩が濃い。

(2) 千葉正士著「学区制の研究」P.57

- (3) 千葉氏の方法に従い、文部省年報より算出。

二

諏訪郡湖南村は、諏訪湖に近く、その東南に位置する。明治七年に、北真志野、南真志野、大熊、田辺、後山、樅平の旧村が合併して成立した連合村であり、それ以前に、ほぼ同範囲で戸籍区をなしていた。⁽¹⁾

湖南村における公立小学校は、六年に南真志野に真志野学校、田辺に田辺学校がつくられている。⁽²⁾ このうち、真志野学校の学費調達範囲は、南北真志野、後山、柄平と、後山の隣村の板沢からなっており、後述のように部落(以下旧村の意)を単位として集金している。

ここでは、真志野学校の学費中、旧南真志野村の負担分を、同校世話役の原沢之丞⁽³⁾の手扣類によつて紹介してゆく。なお、南真志野が負担した学費は、元資金貸付による利子と、学校附田畠による収入が中心となっており、その他若干の雑収があるが、それら全部が民費にあたる。以下順を追つて説明する。

註

(1) 南真志野については、慶應義塾大学村落調査会により総合調査

(村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造の関連)がなさ

れており、中間報告(慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要第

(2) 文部省第一年報統計表 P 196

一号 一九六二年)をはじめ多くの個別報告が発表されてい (3) 以後使生する史料はすべて南真志野原家文書中の沢之丞の

る。特に教育に関しては、佐原六郎「諏訪市湖南地区南真志野

手によるものである。

三

初めに元資金についてみると、元資金は、五年に立案され、その後二回の改正をうけている。「明治五壬申年四月 学校加入金書上帳 南真志野村柄平新田共ニ」によれば、五年四月には最初の学校設立計画があり、学校加入金が募られたことになる。「学制」は五年八月に布告されたが、それ以前五年二月二十日に筑摩県は独自の学校創立計画を持ち、「告諭書」を出している。⁽¹⁾ 右の計画もこの県の方針に従つたものであろう。

まず同帳の記載法をみると、部落の構成員全員（二つの寺と各家の代表者）一六六戸の名とその出資額が四つの沢組⁽²⁾に分けられて記されている。各組の中は、金額の多い順（家格によつたものか）にならんでいる。

最高出資者は、旧寺子屋経営者の矢島春徳で、以下第一表のようになっている。出資総額は、金八両二分三朱と、錢十六貫である。

第一表

出資金額	西 沢	中村沢	野明沢	南 沢	合 計
1両		1	1	1	3
2分	1戸	4	5	4	5
1分	3	12	14	11	16
3朱	1	2	2	6	44
2朱	3	7	7	2	1
1朱	1	14	8	2	5
500文		13	1	2	18
400文		10	3	2	11
300文		11	8	2	24
200文					37
100文					16
0					2
計	57	48	34	27	166
出資金額 惣	2両1分 6貫	1両3分 5.6貫	2両3分 2.2貫	1両3分 3朱 2.2貫	8両2分 3朱 16貫

注) 1両=10貫文

ところで、この計画は、総額が後の改正案に比して非常に少いし、また旧寺子屋経営者を中心に構成されている点などは、寺子屋の延長として、その運営費を部落内から、講のような形で集めたものともみえる。

しかし、同帳には一四戸の無出資者が、名前だけとしても登録されており、そのことは、この計画をして、南真志野としての部落共同体的な強制力を持たせる意味があつたことを示してくれようし、同時にまた、県の方針が告諭書のなかで「有志ノ者ハ力ヲ積ミ財ヲ出シ」と、民間の自発的な献金をあてにしている線より一步進んで、学制下の学校設立に近いことにもなる。また同帳によると、柵平もこの計画に参加している。この事実も、学制以前に、学制下と同じようにいくつかの部落が集まって、一つの学校を設置する計画のあつたことを物語ってくれるのだが、この五年の計画は実施されたかどうか不明である。

「学校加入金調帳」によると、加入金は五年八月に改正された。この案は、翌年学制により真志野学校が開かれるとそ

のまま実施されている。まず史料の記載法をみると、第一案の書上帳とは異なり、登録者は沢組に分けられてなく、そのまま順番も異なる。これを沢組に分けてみると第二表のようになる。出資者数は一六六戸で同じだが、総額は二百両余と急増する。その最高出資者は二つの寺（同時に部落内で最大級の地主でもある）で十五両と十両を出し、次いで、幕末から明治初期にかけて、名主や副戸長を経験し、六年には学校世話役となる原沢之丞と金子長内が十両と七両を出している。矢島春徳は今回も一両しか出していず、前回に平均的出資額（一朱）を出した関利左衛門、原平之丞、関嘉七は、第二案ではそれぞれ二両、一両、三分を出しており、その賦課基準は不明だが、前回とは異なっていることが判る。

第二表

出資金額	西沢	中村沢	野明沢	南沢	不明	計
7両以上	1戸	1	1	1		4
3~5両	4	4	1	3		12
2両2分	1	1	1	3		6
2両	4	5	1	1		11
1両3分		1				1
1両2分	2	5	1			8
1両1分				1		1
1両	4	4	8	6		22
3分	6	1	1	7		8
2分	10	12	8			37
1分3朱	1				2	1
1分2朱	2					2
1分	13	10	9	3		37
0	8	3	3	2		16
計	56	47	34	27	2	166
出資金惣計	64両 3分3朱	62両 2分	31両	43両 2分		202両 1分3朱

注) 1両=1円

第三表

出資金額	西沢	中村沢	野明沢	南沢	不明	計
12円以上	1戸	1	1	1		4
5~9円	5	6	1	2		14
4.50~4.99	2	3	1	1		7
4~4.49	1		3	3	1	8
3.50~3.99	5	7	3	2		17
3~3.49	7	1	2	2		12
2.50~2.99	5	3	7	3		18
2~2.40	9	7	3	3		22
1.50~1.99	10	10	5	3		29
1.30~1.49	6	5	2	4		17
1.25	4	3	3	2		12
1.125	2	2	2	1		7
計	57	48	33	27	2	167
出資金惣計	168円 60	148円 525	94円 375	85円 53	5円50	502円 53

七年は、詳細は四で述べるが学費をめぐり部落中がもめた年である。その中で八月に加入金は元資金と改称され、同時に旧加入金は「取消、去年（七年のこと）村□相談之通り、高割三百円、家割二百円、メ五百円、右之割合之利子差出リ様極リ」⁽³⁾と、高割十戸割という賦課法による第三案に変った。七年八月の「学校元資金帳」は、右の方法により各戸に割付た出資額を書留めたものである。記載順は第二案と同じである。

これを組別にすると第三表のようになる。十二円以上は前回の四者であるが、むしろこの第三案で興味深いのは、最低出資層である。まず戸割の二百円は一六七戸に割りあてられたのではなく、一六〇戸に割られ、戸当り一・二五円としているようだ、この額は下から一番目の額にあたる。最下層の七戸は、その丁度九割を出しており、七戸中五戸は前二回とも無出資で名のみ登録されていた者であることを考えると、何らかの免除を受けたものと思われる。この二つの出資額は、戸割分のみで、高割は含まれないと思われる。同時にそれは、村落の内部構造が多分に反映しているようが、それについては稿を改めたい。

元資金は以上のように毎回増資されてきたが、九年には更に一八一円の募金をしている。この募金の詳細は不明だが、次の史料により、第三案と酷似した賦課法により実施されていることが判る。

「九年三月四日扱所ニ而、去ル一月一六日両耕地（南北真志野のこと）取極メ之通り、高一石ニ付二五錢カケ、戸数一ヶニ付五拾錢ツツカケ募金イタス、メ百ハ拾壹円、内八拾円五拾錢戸数百六拾壹戸分、百六六戸之内伝平、浅五郎、嘉右衛門、原ちよ、藤森いち、藤森初右衛門、藤森きよ、右ハ戸除キ、梅太、觀呼、清助、三戸入、百円五拾錢高分、高メ三百九拾二石九斗七升八夕」⁽⁴⁾

この募金も、賦課法や運用法からみて、元資金の系統に属する学費調達法であろう。

これら元資金の計画は、学制以前の県の政策に始まっており、名称も学制下まで継承されている通り、その運用法も九

年の募金に至るまで變つていな。即、五年四月三日の筑摩県の回覧に「此處ニ出金ヲ出スニアラス、則金高ヲ其儘預り置一割半之利金ヲ出スノ法ナリ」⁽⁵⁾とある通り、出資者は實際には年々一五%ずつ学校に出資すればよいのである。

註

- (1) 仲新著「明治初期の教育政策と地方への定着」二六〇頁 (3) 「学校加入金扣帳 原沢之丞持用」
(2) 南真志野は、四つの組に分かれており、組は部落内を流れ (4) (3)に同じ
る小沢を中心に結合しているため沢組とよばれ、近世より年貢、 (5) 仲新著前掲書二六五頁

四

学校付田畠（学田と略す）は、その起原が学制以後にある点において、元資金の系統とは異なる。

「明治七年正月 学校附田畠之写 原沢之丞持用」によると、その形がととのうまでに三段階をへてている。以下同史料によりその変遷過程をみてゆく。

学田は「六年」「五月二十六日、（筑摩県）学校掛り長尾無量様神宮寺村御泊り御呼出しニ付、当役金子長内殿、組頭関久弥殿、関治平共、浅乙学校世話役関初右衛門殿参り被仰付は、村持地所調、作徳、実価書出シト様有之、直ニ村方へ相談致シ翌日書上ル」とあるように、県の学校掛りが主として村役人を通じて出した命令により始まる⁽¹⁾。その指令は、村有地の作徳（小作料）と、実価⁽²⁾の調査であり、その目的が、学制による小学校の学費であったことは明白なところである。

ところでこの「学校附田畠之写」なる記録には、七年後半と推定される時点における学田（南真志野分）の一覧表が載せられている。このうちで、村有地であつたものを抽出すると、第四表の五筆が検出される。五筆を合わせると、三反五畝一一歩となるが、その三分の二は荒地であり、決して広いものではない。ところでこの一覧表には、上記五筆を含めて全体で五七筆が学田として登録されている。それらのなかで調査項目になつている作徳、実価の部分が記されていないもの

が十五筆ある。この十五筆中の十筆は、一覧表中の最末部の組持の林畠で、作徳、実価が書かれてないことにそれなりの意味があることは後に触れるが、三三番目から三七番目に出でくる問題の村有地に、それが記されてないのは解せない。しかし、この五筆が、第一段階における学田であることは、次の理由からみて誤りはないと思う。

六年の学田作徳量については、別の記録「学校入金扣帳」によつて一・九四石とわかつている。そこで五筆のうち収穫記事のある四筆のそれを合計してみると、米二・二八三石と小麦五升六合、大麦九升二合となる。仮りにその八〇%を小作料とすると、一・九四石とほぼ等しい数字が得られる。（残りの一筆は、「荒地」と注されているから耕作が放棄されていて、作徳は当然あり得ない）従つて、この五筆が当初の学田であったと認定してよからう。

次に、七年度の学田収入については「如何調事⁽⁴⁾」と朱書の注があるのみではつきりしないが、学田そのものも六年より拡大されているようである。

その端緒は、六年十月の県学校掛りの指令にあつた。「二十八日、学校掛り杉浦義方様諭訪町御泊り御呼出シニ付、当役閔喜平次殿、組頭」と、史料はここでとぎれ、詳細は不明であるが、依然として、村役人を通じて何らかの指令が出されていることが分かる。その指令を村は「右之儀講持江申遣、十一月八日迄に差出シ様申出有之シ、十一月九日学校江書出ス、講金有之分調差出シ様判頭江申シ」とうけとめた。文意は読みとりにくいか、二つの内容を含んでいると思われる。すなわち、後半は、村内の各種講組が所有する「講金」の調査とその提出命令である。しかし「講金」の学校への提供が実施された痕跡がみあたらないので、恐らく村民の反対にあつて、県の指令がこの村では実行されなかつたものと思われる。引用記事の前半部分は、何らかの事項が講持に伝達され、その回答として、講持は、

第四表

持 主	地種	面 積	収 穫	(⁽³⁾) 地 價
				小麦 56合 大麦 92
秋葉地村持	畑	1畝21歩	683	2.50円
" "	田	3. 15	1,112	10.50
" "	田	5. 21	488	17.00
歩キ免村持	田	2. 15	0	7.50
村右衛門村持	荒地	22. 0		不 記

それを十一月八日迄に村役人へ差出すと申出た結果、村役人は九日に書類として提出した、という意味にそれよう。この何かというのは、講の所有していた何かにはまちがいない。

私は、それを上記学田一覧表にある五七筆のうちの四二筆の地であると推定する。その理由は、この一覧表が二つの部分に分けて小計してあり、既述した五筆の村有地と、作徳のある四二筆の講・組所有地で小計がなされ、その計数の横に「是迄田畠屋敷荒地ヲ御県江は、学校附書上ル」と注記してあるからである。この注記では学田として県に届出た時点が明らかではないが、恐らく六年十月の県指令にもとづく措置であったと思われる。

この四二筆は、村を講成していた沢組の共有地と、十一の講の所有地からなり、これに先の村有地を合わせると第五表のようになる。そして四七筆を集計した一町八反三畝余、作徳米一一石六斗三升五合は、面積においても、作徳においても、村十沢組の差出分と講の差出分とに平等に折半されている。それがどういう動機なり必要なりに基くものであつたかを知ることはむずかしいが、意図的に行われたものであろうことは疑いない。しかし、このような負担の平等が顧慮されている一方で、四つの沢組別の負担量をみると、どのような規準をとっても西沢の負担が過大であり、逆に南沢は過小である。十一の講は、第六表のようにその加入者は圧倒的に西沢の者が多く、しかも、長峰仲行、関軍蔵は四講に、金子六之丞等八人は三講に、関久弥等十六人は二講に重複加入している。従つて、西沢の特定の者への負荷は他の者に比し特に大きいことになる。

ところで、個々の講は、加入者が十人弱のものが多く、その性格は、私的なものとみてよからう。そのような講の共有地が公的な学校へ付属させられたのは、そこに村落共同体の強制があつたからだが、この段階では土地所有権そのものが移動したのでなくて、単に小作料のみ学校へ納付する様になつたのだと思われる。その七年度の小作料は、一一・六三五石と推計される。

第五表

持 主	地目	筆数	面 積	収 穫	作 徳 米	実 價	地 價
村 持		5	35畝11	米 2.431石	米 1.94石		
西 沢	田	4	14. 18	3.004	1.01	39.50円	47.50円
	畠	2	10. 21	桑13.3貫	0.534	13.80	8.20
	屋敷	3	4. 15		0.548	20.98	17.50
西沢小計		9	29. 24		2.093	73.83	73.20
中村沢	田	2	10. 27	2.372	0.653	35.20	39.50
	畠	1	3. 09	小麦 0.297	0.275	13.75	12.00
	屋敷	1	0. 21	大麦 0.425	0.086	4.30	2.50
中村沢小計		4	14. 27		1.014	53.25	54.00
野明沢	田	3	8. 24	1.981	0.512	22.18	33.00
	畠	1	0. 18	小麦 0.054	0.036	1.80	2.10
	屋敷	1	1. 03	大麦 0.080	0.097	2.42	4.00
野明沢小計		5	10. 15		0.645	26.40	39.10
南 沢	屋敷	1	1. 12		0.125	3.00	5.50
村+組小計		19	91. 29		5.817		
講持(11口)	田	23	91. 29		5.818	211.20	290.60
総 計		47	183. 28		11.635		

第六表

講 名	加入者	加 入 者 内 訳
山 神 講	6	中村沢 6
亥之助山神講	6	南沢 5 野明沢 1
源七 "	8	西沢 8
善八 "	7	西沢 7
平八 "	7	西沢 6 不明 1
二郎兵衛 "	不明	
沢右衛門 "	不明	
大伊勢講	46	西沢21 中村沢13 野明沢 6 南沢 4
西沢伊勢講	24	西沢23 不明 1
仁右衛門 "	5	西沢 5
妙 義 講	9	西沢 9

学田の第三段階は、八年四月に、学田を売却することにより成立する。しかしそのためには、約一年の準備期間があり、組、講持地の所有観念が、簡単に学校へ移行しえなかつたことを物語つてくれる。

「学校附田畠之写」によると、それは、七年三月に始まる。「学田作徳ニテは、利子少クレニ付、売払貸金ニテ利子入ル様ニ致度、三月頼帳上ケ置リ」と、学田売却を、村側から県の学校掛りに願出ている。その回答は、「四月十五日御指令、地価診義之次第有之、追て沙汰致スト御書下ケ」とあり、当時進行中であつた地租改正の結果を待つてから、具体策を決めようとしており、学田売払には答えていない。

しかし、南真志野内部では、売却計画が進んでいたようであり、その方法に対する不満もみえている。「六月三十日、旧西沢組被申レハ、難渋之者も有之ニ付、組ニテ売払、学校不足は割合被下」と当然ながら苦情は、西沢より出ている。この文によると、この時点において、学田を売った場合、その代金は、すべて学校に入るよう計画されており、それに対する西沢の願望は、もとの持主が売払い、代金も持主が受取り、学費の不足は公平に割付るようなどである。つまり組、講の共有地の所有権の移行には、抵抗を見せているのである。

西沢の苦情の処理は、南真志野内部で解決できなかつたようである。「七月二十二日、学田の儀、村方相談区々ニ付、当役、判頭不残郷藏ニテ売払、代金之内三分を一同江差出レ様村方へ嘶シ、明日致ス申談事レ、二十三日、村方相談極リ不申レ付、前々ニ戸長様江御嘶置、此段申上ル」と、代金中三割を学校に出すことが決定されたほかは、戸長の裁断に待つ以外に、解決できなかつたようである。

その裁断は「七月二十五日、戸長中御出被下極リレハ、千両の内、三百両高割を引、七百円の内村持分引、惣割致シ、南沢十八軒ハ除キ外七軒と三組不残の者江ハ、講持三分差出レ分又引跡割合」という内容であった。この意味するところはまず学費の全額が、千円と決定されていることである。この千円は、おそらく、二百両余の加入金も廃止したうえでの、

統一的方法による南真志野分の学費調達と思われる。ついに千円調達の内訳は、まず、三百円は高割にやれる。残る七百円については、七百円から、売却代金の金額が学校に納付されるべき村有地分を引く、その残りを惣割(戸割)にする。かりに、この額を基本額とするなら、それは、次の式のようになる。

$$\frac{700\text{円}}{\text{全戸数}} - \text{村有地代金}$$

この基本額は、南真志野の全戸が負担すべき額である。但し、南沢の一戸を除いた残り七軒と南沢以外の三沢の全員は、この基本額より更に、次の額が差引かれる。その金額は、史料では、講持地売却代の三割としかないが、沢持地代金の三割も差引かれる分に含まれたことが後述の記載から知られる。(因みに、この負担軽減措置から、南沢の大半の家がはずされたのは、先に、組、講持地の提供をほとんどしなかつたためである。)

この負担軽減の計算法は、結果として同じながら、(1)のようない通りの解釈ができる。

$$1. \text{ 基本額} \times (\text{南沢7軒} + 3 \text{沢全戸数}) - \text{沢・講持代金の3割} \div (\text{南7軒} + 3 \text{沢全戸数})$$

$$2. \text{ 基本額} - \frac{\text{沢・講持地代金の3割}}{\text{南7軒} + 3 \text{沢全戸数}}$$

1は、負担軽減やるべき全額の金額かい、組、講持地代金の三割を引く「跡割合」もあるように、残りを軽減やるべき戸数で割ったものである。2の場合「跡割合」の解釈が異なる。跡は、三割の残り七割であり、売却代金の七割は、田持主にわりかえすと戸長が認めたと理解したとき、2戸のようになる。

私はこの場合、後者の方が正しく思われる、そして、七割のわりふりは、次の二十七日の記録に表われている。

「七月二十七日、舞屋江村中出、学校附地所口セリニ致ひ、夫より太神楽道具、狂言道具売レ、右代金三分一同く出シ、跡七分の内、組持ハ其組何十人に割、講持其講何人割置、七百円割を其者分引、(残り有之者、其者へ加えむ)」と、二五

日の計画の中心部分にあたる学田売却は、村社の舞台で、せりにより実施され、そのうち、三割は約束通り、一同つまり村に出され、学費となり、七割の残る部分は、組、講の講成員に還元している。しかし、それが村民の手元にもどる場合は、七百円割（二五日の高割三百円以外の負担部分、つまり、それは、基本額と、それからいくらか差引かれた負担額の二種類であるが、ここで問題にされているのは、後者である。）よりも、還元される額が多い場合のみである。

ところで、この時せりに出されたものに、六年に学田となつた四七筆の他に、ここには、神樂、狂言道具がみえる。また、学田一覽表中の作徳のない十筆にも、この時のせり値が記されており、これらが二五日か、二七日の段階で、学田とされ、せりに出されたものと推測させてくれるほか、まつり道具、火薬穴煙、宮免上田もせりに出されていた。これらせりに出されたものと、その価格は、第七表のa欄通りである。

買主は、略するが、旧所有者とは全く関係がない。また学田、その他で千百両余となるが、末だ県の学田売却許可はおりておらず、金も土地も動いていない。

県の許可がおりるのは、翌八年の三月である。「三月三日、売払御聞済御指令下りし、買主取極メ之上、売買成規照準尚願出い様御指令也」と売買の規準等の提出まで求められている。しかし、この県の許可により、七年七月の準備をそのまま実行したわけではなかつた。まず、高割三百円と、七百円の戸割のうちの二百円との計五百円をもつて「学校元資金」を構成し運用する用意が七年八月から始められ、残りの五百円とは別に八年正月より実施に移されている。これは、現実の学費不足に対処する当面の必要上、県の許可を待てなかつたため、とりあえず千両の半分を学田売却と切離した形で実行に移したものであつたと思われる。

残りの五百円についても、その実施が遷延したのは、単に学田売却に関する県の許可がおりなかつたためだけとは考えられない。旧持主の利害の対立は、続いていたであろう。それは、県の許可のおりた後にも起つてゐる。「四月一日、扱

第七表

	a	b
村 有 地	82両2分	82円50
西 沢	231.0	73.20
中 村 沢	139.0	(12.0 ① 42.0)
野 明 沢	67.3	35.60 ②
南 沢	29.3	5.50
〔組持小計	467.2	(12.0 156.30)
講 持 地	378.3	280.10 ③
以 上 合 計	928.3	
西 沢) 10 筆	25.0	9.60
南 沢) 分	25.0	24.45
以上学田総計	978.3	
内 訳 { 村 持		82.50
		470.45
		12.00
まつり道具	(錢400文 39両2分1朱	?
火 葉 地	80両0	?
宮 免 上 田	32.0	?

註)

aは明治7年7月舞台にてせり売りにせし
値段。

bは明治8年4月学校へ差出された金額、この額の15%が年利となり学校へ入る。その大部分は地価であるが、村有地分はせり値がそのまま全額提供されている。

① 組と伊藤賢蔵と論がまとまらず、土地のまま学校へ差出す。

② 内一筆は売値が地価より低く地価
より3.50田不足している。

③ 内三筆同上理由にて 10.50円 地価
より不足

④ 明治9年より実施されている。五

節を参照。

所江山神田持之者七、八名学田之儀色々申出」と、山神の田を持つ者ニ講持の側から、難色が示されている。これは、面積あるいは、作徳においては、村十組と同等に学田を出しながら、せりにおける評価は、村十組持地が五五〇両であるのに對し、講は三七八両余にしかならなかつた不満であろう。この講側からの苦情への対策は「三日、扱所江五人組頭三二二（マヤ）人出相談致シ、只今帳面江附居ル地価差出シテハ如何と一同江相談シ様申レ、五日申出区々今一相談致スと申帰ル」「六日、扱所江五人頭不残參り、地価差出シ様惣方極ルと申レ、其向ヨリ売払、來ル三十日限り金子差出シと申」とみえるよう、五人組を通し、村民個々の意見を確かめ、調整しながら、学校へ出す額を、売上げの三割から、地価に変えている。しかし、それが決定されるまで、三日を用しており、なお問題が残されていたことを暗示してくれる。

ともかく、一年がかりの学田売却計画は、ようやく実行されることとなり「御県」も「御聞済御指令下ル」とこの方式を正式に認可したのであった。その売却は、前年のせり値で、旧持主によりなされ、三十日には、規定の額が、学校に差

出された。それは、第七表 b 欄の通りで、村有地は売値全額、組、講持地は原則として地価を差出している。（四筆は売値が地価以下のため、代金分しか出していはず、中村沢の一筆は、意見不統一のため、土地のまま学校へ出している。）

これらの供出金のうち、村有地分は「七年学校不足」つまり七年度の赤字分の穴埋めに使われ、組、講持分は「借金ニテ利子入ル様」との注記通り、買主に年利一五%で貸付られた。従つて、組、講持の地の買得者は、その代金全額を一時に支払ったのではなく、（代金 - 地価） = 旧持主への還元分と、（地価 × 15% × 8/12） = 買上げた五月から十二月までの学校へ支払う利子、を用意すればよい。前年七月の計画だと、買得者は、（代金 × 70%） + （代金 + 30% × 15%）を用意することになり、地価を差す時とは条件がちがつてくる。それ故か、四月に売却した際には、せりの時に得た権利を抛棄し、他の者が買っている例がかなりある。

以上のように、七年に立てられた学費千両の調達計画は、そのうちの五百円が元資金となり、残りの五百円は、戸割により村民から集められるのではなく、ほぼその額に等しい地価という形で共有地の買主に割当られ、買主がその利子を支払うことになったのである。そして、その利子を支払うべき土地は、旧学田のすべてではなく、六年末に学田となつた組、講持地四二筆と、七年七月せりの時に提供された沢組の林畠十筆の地であった。この五一筆の地の供出金四八二円余の利子が学田系の収入として、八年以降継続されることになる。

註

- (1) 学区取締、学校世話といったルートをとっていないことに
注意。浅乙学校については、地元史料、文部省年報に存在せず
不明、初右衛門は当部落の者である。
- (2) 実値が何を意味するか不明。
- (3) 地租改正は、七年に行われている。従つて、地価は後に書

き入れたものである。

(4) 「学校入金扣帳 原沢之丞持用」

(5) 「明治七年七月 習焼社附田并諸道具村持地所売払学校出
金當時村ニ持居ル地所村持諸道具売払出金写 原沢之丞手扣」
なお火葉穴畠、宮前上田は、学田に入らない。

第八表

円 30.5156 6.60 2.00 39.1156	明治 6 加入金203両1分3朱の利子 学校附作徳米1石9斗4升分 草野代金 以上計
30.5156 (朱)如何調事 2.00	明治 7 加入金203両1分3朱利子 作徳米 草野代金
75.00 75.00 94.74 14.21 25.852 2.00 286.802	明治 8 元資金500円利子 学田壳払代金500円利子 学田利子内訳 24円1225は482円45分の1~4月利子耕地勘定より 出す 47円045は470円45分の5~12月利子買主より出す 1円20は地価12円分地所にて差出分の5~12月利子 耕地勘定より出す 2円6325は組・講持地で作った金482円45が500円 に不足する分17円55の利子耕地勘定より出す 明治7の不足分を北真志野と二分した南真志野分耕地勘定より出す 同上利子一年分 耕地勘定より出す 当年不足 北と2つの割分 内12円世話役給料七人分を差出した もの 草野代金 以上計
75.00 73.20 27.15 2.00 2.25 179.60	明治 9 元資金500円利子 内訳 9円4~12月 火葉地壳代金80円利子貸主より入 14円5194耕地勘定残りより入 51円48.06毎戸より集め戸当14銭2厘引 学田488円利子 買主より入 当年募金181円利子 草野代金 学畠入上ヶ金作り主藤森与一右衛門より入去年分共 以上計

五

最後に、以上の方針により調達された学費を年度別の歳入にまとめて検討したい。

真志野学校の歳入は「学校入金手扣帳 原沢之丞持用」により、六年から十年前半期の一部が判明する。一部というのは、歳入が、部落ごとに集計されており、この史料には、南真志野分の詳細と、北真志野分と板沢分（九年後半期のみ）が参考程度に書かれているだけで、他部落分や歳入総額は不明であるためである。

同史料中の南真志野分を抽出すると、第八表のようになる（十年前半期は略す）。以下南真志野からの歳入について分析する。

この表によると、六・七年の歳入は、加入金利子、学田作徳、草野代金（内容不明）よりなり、六年は約四十円を南真志野分として学校に出している。七年の作徳は四で推計した十一石余として、その代価を六年と同じとすると、三九・五五九円となり、七年は計七二・〇七四六円となる。しかしち七年は、約九五円の赤字を翌年に繰越しているのであるから、実際には約一六七円程支出していたことになる。

八年は、前年の学費千両の計画が実施された年である。千両のうち五百円は、元資金として正月より実現されており、残る五百円は、史料上では学田売払代金となつていて。しかし、実際に学田が売られたのは四月末であり、また利子を得るために貸付られたのは、学田のうち、組、講持地の地価相当分の四八二・四五円であった。このため、四月以前の利子は耕地勘定（南真志野分の民費）より出されており、同じく地価が五百に不足する分＝十七・五五円の利子と、中村沢が土地のまま差出した地価十二円分の利子も同勘定より出ている。買主は、四七〇円余の利子のうち、五月以降の分をはらつているにすぎない。八年は他に一円の雑収があるが、なお一五円余の不足を出している。この不足のうち、十二円は学校

世話役の給与⁽¹⁾が提供されている。残りはおそらく耕地勘定より出していると思われる。この年は、この外にも前年の赤字分と、その利子を耕地勘定より出している。しかし学田を売却した際、村有地分は、七年の赤字穴埋めに使用すると規定されており、この場合の耕地勘定には、このようなものが（たとえば、七年七月にせりに出されたまつり道具などはその後の事情がはつきりしないのだが）あるいはこの中に入っているであろう。

九年の元資金には、戸当り十四錢余の免除があり。各戸は利子の全額を支払ったものではなかった。この免除は、耕地勘定の残りと、七年のせりに出され「其節見合」⁽²⁾させ、一時放置されていた火葉地の再売却代金八〇円の利子を振替えたものである。この年の学田は、地価十二円分を売り、元金四八八円の利子が買主より出されている。その他小額の雑収があるが、新しく赤字補填のために一八一円の募金をしていることが目につく。（これは十年も続続している。）

ところで、この募金は、単に赤字を解消させた意味以上に、赤字を考慮した時の七年、前年不足を差引いた八年、九年の歳入総額がほぼ等しいことを考えるとき、ここに「学制」下の学費が定着したことを示唆してくれよう。

最後に、各部落から集められた合計としての学費歳入について判明する九年⁽³⁾についてみると、歳入総額は約四九三円で、このうう三九一円余が資本積金利子となつており、各部落の元資金と、学田売却代金貸付利子がこれにあたり、他に九一円余の授業料と、雑収十円がある。（このほかに総額には入らないが別勘定として、二〇八人分御委託金約十二円が計上されている）

以上紹介してきた真志野学校における学費調達法をまとめてみると次のようになる。

第一には、右の歳入総額のうちの約八割をしめる積金利子と、雑収とが民費相当分なのだが、それは、各部落単位に集金されること、部落の内部では、石高を使用して割掛けを決めていることなど、近世的慣習を多分に残していたことが判

明する。また第二には、部落単位の集金と関連し、調達法も部落により若干の違いが生じている。たとえば、北真志野の場合六、七年には学田系の収入はまったくなく、加入金利子と草野代金のみであり、八年になり急に学田売却利子が出てくる。⁽⁴⁾ 従つて、南真志野の学費調達法を一般化することはむずかしい。

しかしながら第三には、筑摩県あるいは、長野県の学費が利子収入に依存していた事実は、この部落と類似の方策がかなり存在しただろうとも想像させてくれる、と同時に、一口に積金利子といつても、その内容はかなり多彩なものであったということである。

ところで、約千両の学田代金のうち、その一部は利子として学校に出しはしたもの、なおかなりの額が農民の手元に残されている。この金と、学田買主の手元に残る地価の八五%の金は、来年の利子を生むべく、何らかの運用が行われたはずである。この地方で類似の方法が他でも行われていたとすると、それらの資金が一五%の利子を生むためには、現実に金融市場の存在がなくてはならない。

私は、それを、この時期のこの地方に広汎に展開してくる製糸業の資金需要であると推測しておきたい。その実証は今後に待たなくてはならないが、同時に明治初期「学制」下の学費調達、あるいはそれと関連して発生する学校騒動も、このような背景にある経済構造との関係を考慮した上で解明されるべきであろう。

註

- (1) 仲新前掲書六八三頁によると、筑摩県の規定では世話役料
(2) 四の(6)と同じ
(3) 「明治十年一月 学校ニ付当座手扣帳」
(4) 前出「学校入金手扣帳」による。
は出さないことになっている。